

ミツヒロニュース



立春です。2月節季では春を迎え
新しい一年の始まりといたします。
元気に過ぎましょう。試して
みようと思ふ健康法に「耳ひつ
ぱり健康法」があります。耳には
全身の部位に対応する365個の
ツボがあり耳を引く、張ってツボを刺激する
ことで、細胞が活性化し不調が軽減する
そうです。とても簡単なので 健康維持の
ため毎日の生活に取り入れたいと思ふます。
光廣 営史



今月のトピックス

- ◇平成27年度税制改正大綱発表
- ◇イザというとき慌てない
税務調査の基礎知識(34)
「修正申告と更正の違い②」
- ◇今月のお勧めセミナー
「平成27年度
税制改正について」
- ◇あとがき
プロフェッショナル

平成27年度 税制改正大綱発表

欠損金繰越控除や受取配当金益金不算入を縮減し外形標準課税を拡大
法人実行税率は平成27年度から2年間で3.21%以上を引下げ

自民・公明両党は昨年12月30日、予定どおり平成27年度税制改正大綱を決定しました。成長志向型の構造に変えるための法人税改革が柱で、平成27年度を初年度とし、以後数年で法人実行税率を20%台まで引き下げる指標とします。まず27年度から2年間で法人実行税率3.21%以上を引き下げる“減税先行型”と位置付け、27年度改正では欠損金繰越控除を所得の50%まで2段階の引下げや、持株比率5%以下の受取配当等の益金不算入割合の縮減、総額型の研究開発税制の見直し等を盛り込みました。大法人の法人事業税に係る外形標準課税は2倍に拡大します。

また、平成26年12月31日に期限を迎えていた特定資産の買換え特例の“9号買換え”については、買換資産を縮減したうえで2年3カ月延長する予定です。

法人税以外では、高齢者層から若年層への資産の早期移転を促すため、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を平成31年6月30日まで延長し最大3,000万円まで拡充しました。新たに結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置や、年間80万円を限度とするジュニアNISA(少額上場株式等に係る非課税措置)の創設等を盛り込みました。消費税率10%への引上げが平成29年4月に延期されたことで、住宅ローン減税の拡充を1年半延長する等もされました。

今回の税制改正の特徴は「金融資産の多い富裕層、優良企業(黒字企業)を減税し、その財源については中小企業を除く赤字企業に課税(外形標準課税強化等)することで賄う」という勝者に優しく、敗者に厳しい税制改正在になっています。

贈与税の非課税枠拡大は、国内への住宅投資が前提になってはいますが、とりあえずは「富裕層」が恩恵を受ける税制になります。

主な改正内容は次頁のとおりです。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

平成 27 年度税制改正について

(「平成 27 年度税制改正の大綱」(平成 27 年 1 月 14 日閣議決定) の概要)

現下の経済情勢等を踏まえ、**デフレ脱却・経済再生**に向けた税制上の措置、**地方創生**に向けた税制上の措置、**消費税率の 10%への引上げ時期の変更等**のための税制上の措置、**BEPS プロジェクト等**の国際的取組を踏まえた**国际課税関連**の税制上の措置等を講ずる。

デフレ脱却・経済再生

– デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていく観点から、成長志向に重点を置いた法人税改革、高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化など、経済の好循環の着実な実現に資する措置を講ずる。

○成長志向に重点を置いた法人税改革	<ul style="list-style-type: none">「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変える。より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することで、企業の収益力を向上させる取組を後押し27 年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率の 20%台までの引下げを目指す。<ul style="list-style-type: none">– 27 年度改正では、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直しにより、財源を確保→先行減税分をあわせて、27 年度▲2.51%・28 年度▲3.29%の引下げを決定
○住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充	<ul style="list-style-type: none">– 28 年度改正では、課税ベースの拡大等により財源を確保して、28 年度における税率引下げ幅の更なる上乗せを図る (▲3.29%+α)。その後の年度の改正においても、改革を継続 (与党税制改正大綱)所得拡大促進税制の拡充などにより、賃上げの取組みを後押し
○NISA の拡充	<ul style="list-style-type: none">足元の住宅市場活性化策及び消費税率 10%への引上げ (平成 29 年 4 月) に伴う駆け込み・反動減対策の観点から、適用期限を延長した上で拡充 (非課税枠: 1,000 万円→最大 3,000 万円)– ジュニア NISA を創設 (20 歳未満の者の口座開設を可能に。年間投資上限額 80 万円)投資上限額を引上げ (年間 100 万円→120 万円)

地方創生

– 人口減少及び地方における人口流出等の構造的な課題を克服するため、東京一極集中の是正や若い世代の結婚・子育ての希望の実現等を通じた地方創生に向けて税制措置を講ずる。

○地方拠点強化税制の創設	<ul style="list-style-type: none">地域再生法の新たな枠組みの下、企業の本社機能等に関し、東京圏から地方への移転、又は地方における拡充の取組みを支援するため、税制措置を創設 <p>※東京 23 区からの移転の場合</p> <ul style="list-style-type: none">①本社等の建物に係る投資減税：特別償却 25%or 税額控除 7%(27・28 年度、29 年度は 4%)②雇用促進税制の特例：地方拠点の増加雇用者数 1 人当たり最大 80 万円の税額控除 (最大の場合、3 年間合計で 140 万円)
○ふるさと納税の拡充	<ul style="list-style-type: none">住民税の特例控除額を拡充 (上限：個人住民税所得割の 1 割→2 割)申告手続きを簡素化 (確定申告を行わない給与所得者等について、寄附先の団体が本人に代わって控除手続きを行う「ふるさと納税ワンストップ特例」を創設)
○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充	<ul style="list-style-type: none">商店街やショッピングモール内などにおける消費税の免税手続きを、「免税手続カウンター」でまとめて行えるようとする
○結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設	<ul style="list-style-type: none">祖父母や両親の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・育児を後押しするため、これらに要する資金の一括贈与に係る非課税措置を創設 (非課税枠: 1,000 万円)

消費税率引上げ時期の変更に伴う対応

○消費税率 10%への引上げ時期の変更：平成 27 年 10 月 1 日→平成 29 年 4 月 1 日

○景気判断条項（税制抜本改革法附則 18 条 3 項）の削除

○住宅ローン減税等の適用期限の変更：平成 29 年 12 月 31 日→平成 31 年 6 月 30 日

(注) 消費税率 10%段階の自動車取得税廃止等の措置、地方法人課税の偏在是正措置は、平成 28 年度以降の税制改正で結論

国際課税（G20・B E P S プロジェクト）関連

- G20・OECD が推進している「B E P S プロジェクト」等の取組みの趣旨を踏まえ、クロスボーダーの取引や人の動きに係る課税の適正化に向けて取り組む。

○国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し	・国内外の事業者間の競争条件の公平性を確保する観点から、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引を消費税の課税対象とする
○外国子会社配当益金不算入制度の適正化	・国際的な二重非課税を防止する観点から、外国子会社において損金に算入される配当を外国子会社配当益金不算入制度の適用対象から除外
○出国時における譲渡所得課税の特例の創設	・クロスボーダーでの課税逃れを防止する観点から、巨額の含み益（未実現のキャピタルゲイン）を有する株式等を保有して出国する者に対する譲渡所得課税の特例を創設
○非居住者に係る金融口座情報の自動的交換制度の整備	・非居住者の金融口座情報を各国税務当局と自動的に交換するため、金融機関に対し非居住者の金融口座情報の報告を求める制度を整備

その他

○車体課税の見直し	・工コカ一減税（自動車重量税・自動車取得税）について、燃費基準の円滑な移行や足元の自動車消費の喚起の観点から、2 年間の経過的な措置として、減免税車の対象範囲を見直し ・軽自動車税について、平成 27 年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入。二輪車に係る税率の引上げを平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 4 月 1 日に 1 年延期。				
○たばこ税(旧 3 級品)	・旧 3 級品の紙巻たばこ（わかば、ゴールデンバッドなど国産 6 銘柄）に係る特例税率（一般税率よりも低い税率）について、WTO 協定等の内外無差別原則の遵守を確実なものとするため、段階的に縮減・廃止				
○円滑・適正な納税のための環境整備	<table border="1"><tr><td>・国外扶養親族に係る扶養控除の適正化</td><td>・国外居住親族に係る扶養控除等の適用の適正化の観点から、適用を受ける納税者に対し、親族関係書類等の添付等を義務づけ</td></tr><tr><td>・マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置</td><td>・マイナンバーが付された預貯金情報を税務手続において効率的に利用する観点から、銀行等に対し預貯金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理することを義務づけ</td></tr></table>	・国外扶養親族に係る扶養控除の適正化	・国外居住親族に係る扶養控除等の適用の適正化の観点から、適用を受ける納税者に対し、親族関係書類等の添付等を義務づけ	・マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置	・マイナンバーが付された預貯金情報を税務手続において効率的に利用する観点から、銀行等に対し預貯金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理することを義務づけ
・国外扶養親族に係る扶養控除の適正化	・国外居住親族に係る扶養控除等の適用の適正化の観点から、適用を受ける納税者に対し、親族関係書類等の添付等を義務づけ				
・マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置	・マイナンバーが付された預貯金情報を税務手続において効率的に利用する観点から、銀行等に対し預貯金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理することを義務づけ				



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ34. 「修正申告と更正の違い②」

前回、修正申告と更生ではどちらが不利ということではなく、不服申立てができるという点では、更正の方が有利だと説明しました。では、なぜ殆どの税務調査が修正申告で終わるのでしょうか？それは下記のような事務手続きの煩雑さに起因する調査官側の要請といえます。

①不服申立てが前提となっている

更正をすると、かなり高い割合で異議申立てが行われます。異議申立ては、税務調査（更正処分）をした税務署に出されるもので、税務調査を担当した調査官とは別の調査官が再調査を行わなければなりません。つまり、税務署からすると税務調査の二度手間ということになり、事務量が増えるのです。

②附記すべき理由が曖昧

税務調査において調査官が否認指摘をしたものの、その根拠が非常に曖昧であることがあります。税務調査の結果が修正申告の提出ということであれば、その根拠がいくら曖昧でも、「納税者が納得して提出するもの」である以上、問題にはなりません。しかし、更正となると、否認根拠を法令等で明確にしなければなりません。実は税務署側からすると、附記すべき理由を挙げるが最も難しいことなのです。

③税務署内の手続きが面倒

納税者が修正申告を提出すれば、基本的に上司（統括官）の決裁を得るだけで手続きは終了します。しかしこれが更正になると、金額にかかわらず統括官・副署長・署長の3人の決裁を必要とし、税務署内の手続きが非常に面倒なのです。

調査官の否認指摘に納得したのであれば、調査が早く終わる修正申告を提出する方が望ましいでしょう。しかし、納得もせずに修正申告を提出することは危険だということがおわかりいただけたかと思います。ぜひ、この違いを理解して税務調査に臨んでいただきたいと思います。

参考文献： ■税務通信No.3343 ■財務省資料「平成27年度税制改正の大綱」

今月のお勧めセミナー

弊社グループ会社 DEPS 事業部主催、第114回 DEPS セミナー「平成27年度税制改正について」を2月17日(火)13:30から、てらまちビュー空檜にて開催します。昨年12月30日に税制改正大綱が発表され、法人課税においては法人税率の引き下げ、欠損金の繰越控除等の見直しなど、個人課税においては出国税の創設などが明記されました。その他の改正内容についてもポイントを整理し伝える予定です。奮って、ご参加ください。参加費は、一般2,000円

あとがき

和田です。今更ながらではありますが NHK のプロフェッショナルにはまっています。きっかけは、マツダの人見光夫氏の回でした。常識を疑い、妥協は一切せず、限界まで挑戦する姿勢にとても感銘を受けました。常識にとらわれ、その範囲内で物事を判断してしまいがちな自分がいますが、その範囲内にいる限り新しいことはできないと感じたので、まずは常識を疑ってみるところから始めようと思いました。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営算針盤
Office
Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

